

令和5年第2回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 2 月 22 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第3号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1件
議第4号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	1件
議第5号	農地の形状変更について	1 件
報第2号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について	3件
報第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	欠席
5	市原 勝美	欠席
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和5年第2回農業委員会総会を開会する。本日は、4番 伊藤明石委員、5番 市原勝美委員から欠席の報告を受けている。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 長江 あさみ 委員、3番 山内 晃三 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第3号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号1 所有権移転、譲渡人、多治見市日ノ出町2丁目15番地、多治見市。譲受人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■。土地は根本町8丁目■■■番の■、登記簿地目は田、現況も雑種地、129㎡。譲受人の■■■氏が、隣接地で農業を行っており、この土地を購入する事で、一体的に耕作が行えるようになる。農機具はトラクター、田植え機、軽トラックを各1台所持している。■■■氏ご本人と奥さんが一緒に耕作をされる予定。周辺地域との関係は、従来の通り耕作を行う事から変化なし。

議長 議第3号について、委員から意見があれば発言願う。

12番 説明があったように、■■■さんが隣接地で農業をしており、草が繁茂する■■■番■を■■■さんが管理しているような状況もあった。今回、金銭面などで合意が得られたことから、一体の土地として耕作を行うという事になり、問題となる事はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 3 号について採決を行う。議第 3 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 3 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■-■。土地は 3 筆。大原町 3 丁目■■■■、登記簿地目は畑、現況も畑、78 m²。大原町 3 丁目■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、3.40 m²。松坂町 3 丁目■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、475 m²。畑 3 筆の合計 556.40 m²。転用目的は一般住宅。住宅を作るにあたって赤道を用途廃止し、払い下げを受けて一体的に利用する予定。31-1 は駐車場用地として使用し、34-1 の方に家が建つという計画となっている。

議長 議第 4 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 ■■さんが体調不良となり、部分的に他の方が借りて耕作をしているという状況であったが、それもできない状況となって、■■さんに所有権を移転する運びとなった。ここは、農振農用地域ですか？

事務局 土地は全て市街化調整区域で、農振農用地域には入っておりません。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 4 号について採決を行う。議第 4 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 4 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 5 号「農地の形状変更届について」を上程する。議第 5 号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は、池田町 5 丁目■■■■番、登記簿地目は田、面積 89 m²。申請人、■■町■丁目■■番地の■■■■。この申請は田を畑にするために、多治見市の農地の形状変更に関する要綱に基づいての申請。現時点で畑として利用しているが、水はけが悪いということで、土を入れるとの事。

議長 議第 5 号について地元委員の意見を求める。

15 番 この畑については、申請者が自身で消費するための野菜を作るとの事。

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 5 号について採決を行う。

委員 (挙手多数)

議長 全員挙手によって、議第 5 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 2 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。申請番号 1 ■■■市■■町■■■■番地、■■■■及び■■■■。土地は笠原町天王下■■■■(■■)、登記簿地目は畑、現況は雑種地、39 m²。笠原町天王下■■■■-■(■■)、登記簿地目は畑、現況は雑種地、46 m²。笠原町天王下■■■■-■(■■)、登記簿地目は畑、現況は畑、178 m²。一般個人住宅に転用。

議長 報第 2 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 5 年 2 月 22 日

議事録署名

2 番

3 番

議長